

会議録

会議の名称	平成 21 年度第 4 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 22 年 1 月 26 日（火曜日）19 時 00 分から 21 時 07 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	（出席委員）横山委員、前川委員、村田（磐）委員、平山委員、村田（秀）委員、石田委員、植松委員、吉岡委員、清水委員、土方委員、松川委員、澤田委員 （欠席委員）玉置委員、新倉委員、廣川委員 （事務局）市民部長 栗山、健康年金課長 冥賀、国保給付係長 石橋、国保加入係長 昆野、国保加入係副主幹 新井、国保給付係主査 貫井
議題	1 平成 22 年度 国民健康保険料の見直し 2 その他
会議資料の名称	資料 1 国民健康保険制度見直しに伴う所要の措置（国民健康保険税） 資料 2 医療保険分保険料 試算表
記録方法	前文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1. 開会</p> <p>清水会長： 平成 21 年度第 4 回西東京市国民健康保険運営協議会を開会いたします。 本日の会議は定足数に達していることを御報告いたします。 また、玉置委員と廣川委員からは事前に欠席の御連絡をちょうだいしております。</p> <p>2. 会議録署名委員の指名</p> <p>清水会長： 本日の会議録署名委員の御指名ですが、土方委員と澤田委員にお願いします。</p> <p>傍聴者確認</p> <p>清水会長： 本日は傍聴者がいらっしゃいますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>傍聴者 入室</p>	

### 3. 議題

#### (1) 平成 22 年度 国民健康保険料の見直し

清水会長：

本日の議題は前回に引き続いて、平成 22 年度国民健康保険料の見直しについてということで審議したいと思います。前回、資産割を少し減額にして上限を 47 万円にということで皆様の御了承を得ました。今日は、それに基づいて事務局で資料を用意していただきましたので説明願いたいと思います。

事務局：

事務局 資料確認

資料 1 をご覧ください。資料 1「国民健康保険制度見直しに伴う所要の措置(国民健康保険税)」で、国から市に通知があったものです。前回の協議会でお話しした内容が出ておりますので説明をさせていただきます。

1.として、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を 3 万円、高齢者支援金等課税額の課税限度額を 1 万円引き上げとなっています。22 年度の税制改正を行うということで、この基礎課税額が医療分に当たるものです。医療分について限度額を 3 万円引き上げということです。また、高齢者支援金等分についても限度額を 1 万円引き上げという改正です。

2.として、国民健康保険税を減額賦課する際、応益割合にかかわらず 7・5・2 割軽減を可能とするということで、「応益割合に対する軽減割合」という表に示されているように、応益割合が 45 から 55%の保険者については従来、7・5・2 割軽減が行えるという規定を応益割合にかかわらず、各医療保険者が選択できるという規定に改めるものです。限度額については、20 年度に国は改定していて西東京市では医療分は現在 44 万円の限度額ですが、改定で 47 万円になっています。それをさらに 3 万円引き上げ 50 万円を検討しているところです。

2.として「非自発的失業者の国民健康保険税軽減」です。非自発的失業者の国民健康保険税を概ね在職中の水準に維持するため、一定の期間、前年の給与所得を 100 分の 30 として国民健康保険税を計算する。これにより、失業者の国民健康保険税が過重な負担となることを防ぐということで、会社の都合で非自発的に失業したケースを想定しています。そのような方についても、前年度所得が国民健康保険料の算定基礎となるため、その給与所得を 100 分の 30 に軽減しまして計算するという取り扱いができる規定を設けるという通知が来ているところです。

国が取り扱いを決定すれば、西東京市においても市の条例改正を行い、同様に非自発的失業者の方の対応をさせていただくこととなります。

資料 2 の説明をさせていただきます。前回の協議会で 8 通りの想定パターンを示しましたが、その中で御意見のありました案として、1 の均等割 1 万円を引き上げ、資産割を廃止

する例と 8.均等割を 2,500 円、所得割を 0.75%引き上げ、資産割を 5%引き下げて 10%にする例を算定することとさせていただきます。これらについて、試算 A と B として算定をしています。そのほか、事務局でいろいろなパターンを想定し、幾通りかの試算を行いました。その中から 3 パターンを試算 C、D、E として本日配付しています。

4 版の試算表をご覧ください。この表は左側に区分として、所得割、資産割、均等割、平等割の現行料率を記載しています。現在、軽減割合は 6・4 割を適用しており、現行料率を用いて 22 年度の保険料額を算定した場合、24 億 1,926 万 3,993 円が見込まれます。軽減額、6・4 割軽減をした額は 1 億 4,897 万 9,790 円を見込んでいます。したがって、合計では 25 億 6,824 万 3,783 円となります。この料率によります応益割合は 36.8%を見込んでいます。

本日お示しする試算は 5 つのパターンを用意しまして、試算 A は、資産割をすべてなくすということで 0%とし、均等割を 1 万円引き上げ、2 万 4,700 円とした場合どのようになるかという試算を行いました。試算に当たっては新たな 7・5・2 割軽減を適用しています。保険料額、軽減額を合わせた合計額として 29 億 1,681 万 7,653 円が見込まれます。影響額は、現行料率との差ですが、影響額としては 3 億 4,857 万 3,870 円が見込まれます。応益割合は 48.6%を見込んでいます。

試算 B は、所得割、資産割、均等割について料率を改定するとしました。所得割は 0.75%引き上げ 4.75%とし、資産割は 5%引き下げ 10%とする。均等割については 2,500 円引き上げ 1 万 7,200 円。平等割は据え置きで 9,300 円で試算を行っています。試算 B について軽減割合は 6・4 割を適用しました。保険料額、軽減額を合わせた合計額が 28 億 9,414 万 1,449 円、影響額は 3 億 2,589 万 7,666 円を見込み、応益割合は 36.6%という結果です。

試算 C は、4 方式である所得割、資産割、均等割、平等割、各項目について改定を行うという試算しました。所得割については 0.1%引き下げ 3.9%とし、資産割は B と同じく 5%引き下げ 10%とする。均等割は 6,500 円引き上げ 2 万 1,200 円。平等割は 3,000 円引き上げ 1 万 2,300 円というケースです。軽減割合は 7・5・2 割の軽減割合を設定しています。合計額としては 29 億 63 万 2,672 円が見込まれます。影響額は 3 億 3,238 万 8,889 円となっています。応益割合は、応能部分を引き下げ、応益割合部分を引き上げていますので、改善して、46.1%が見込まれます。

試算 D も、同様に 4 方式について改定を試みたものです。こちらの例は所得割を 0.4%引き上げ 4.4%とし、資産割については 5%引き下げ 10%としました。均等割は 2,000 円とし 1 万 6,700 円。平等割は 4,500 円引き上げて 1 万 3,800 円。軽減割合も 7・5・2 割を適用しました。その結果、合計額は 28 億 9,759 万 4,344 円となります。影響額についても 3 億 2,935 万 561 円が見込まれます。応益割合は 40.3%となっています。

試算 E も、4 方式で改定を試みています。こちらは所得割を少し高目に、0.6%としました。改定料率は 4.6%となります。資産割は 5%引き下げ 10%としました。均等割は 2,000 円引き上げ 1 万 6,700 円。平等割を 2,500 円引き上げ 1 万 1,800 円。あわせて軽減割合を 7・

5・2割にした場合という想定で行っています。合計額としては29億353万3,173円が見込まれます。影響額についても3億3,528万9,390円となり、応益割合は少し下がりますが38.3%を見込むところです。

このようにAからEのパターンについて各区分を動かした場合、どのようになるのかということで試みています。

この表の中でご覧いただきたいところとして、軽減額の現行料率を見ていただきますと1億4,897万9,790円ですが、軽減割合を高め7・5・2割にした場合は、試算A表を見ていただきますとわかりますように、2億7,312万7,300円ということで1億3,000万円ほど軽減額が増えることとなります。軽減額が増えるということは、国民健康保険会計から申し上げますと、この軽減分については保険基盤安定繰入金ということで一般会計から繰り入れをすることができます。一般会計が繰り出して財源負担をするわけですが、その財源としては、都の方から4分の3の交付があります。したがって市の負担としては4分の1を負担することとなります。結果的に、公費の補助部分を手厚くしていただけるということになります。

影響額については、各試算を行った結果、約3億3,000万円ほど、各パターンでも増収が図られるという結果でした。

各表に沿いまして、特徴、傾向等の御説明をさせていただきます。

保険料試算表の試算Aという表をご覧ください。この保険料試算表につきまして、上段に医療分の所得割、資産割、均等割、平等割とあわせて、支援金分の所得割、均等割を表記し、医療分と支援金分を合わせて各世帯の保険料を算定しています。これは、軽減割合の適用を支援金分も受けることとなり、支援金分にかかる均等割の5,300円部分に対して6・4割または7・5・2割の軽減を受ける世帯があるということになりますので、この医療分と支援金分を合わせた表記としています。上段に現行の料率を記載し、中段に試算案を記載しています。下段が増減という表記で、各区分の改定の、どこを動かしているかを確認いただきたいと思います。この枠の中の左側は収入の目安で、所得をもとに計算する際の大体の給与収入者の目安の額、年金収入者の方の年金収入額がこのくらいという表にしています。その隣が所得額となります。

それから、1人世帯から8人世帯を想定して表を作りました。1人世帯の中で資産のある方、資産のない方で保険料を算定しています。資産のある方の推計に当たりましては、所得33万円の世帯では、現在この階層の方で賦課させていただいております資産割の平均値を算出して、9,343円の加算を資産割として推計数値としていると御理解ください。同様に、所得階層によって多少資産の状況も違うということで推計を行っています。所得の33万1,000円から82万1,000円までの階層の方につきましては、若干高目の1万573円を用いています。100万円から300万円までの階層の方については1万1,545円を資産割部分として加算しています。

表の右側の数字は、各階層における世帯数を表記しています。33万円の所得の階層の方の右側を見ていただきますと、世帯数として1万2,003世帯を見込んでいます。

全世帯数としては、3万2,933世帯を見込んでいます。そのうち、1万2,003世帯が33万円以下の世帯であると御理解をいただければと思います。

あわせまして、この表は33万円の所得から、下段が300万円までの方を対象にした保険料率の表となっています。この所得300万円までの世帯数としては、2万7,609世帯を見込んでいます。全体の83.8%の世帯の方がこの所得階層の中に入ることですので、300万円までの表として作成しているところです。

具体的に試算A表について説明をさせていただきます。こちらの表については7・5・2割の軽減割合を適用しています。均等割を1万円引き上げ、懸案となっております資産割を廃止するケースです。資産割を皆減したことによって、1人世帯で資産割のある世帯では300万円までの方についてはマイナス改定となっています。そのほか、3人世帯の所得の低い階層でも資産割のある世帯ではマイナス改定となっていて、資産のない世帯では1人当たり1万円を均等に負担していただくこととなるので、同じ所得であっても家族数の多い世帯ほど負担額としては大きくなります。支援金と合わせた改定率は、1人世帯の所得68万1,000円の方のところに をつけさせていただいています。こちらを見ていただきますと、1人世帯ですから1万円が引き上げられるという結果となります。こちらの改定率は21.1%となります。所得割を改定していませんので、1人世帯の300万円の方でも同じく1万円。したがって、300万円の方の改定率としては5.9%ということで、所得の高い階層の方が率とした場合は低くなることとなります。

1人世帯から8人世帯の例で示させていただいていますが、こちらについても同様に、軽減が切れるところが一番高い改定率となっています。世帯人数によりまして1万円ずつ加算されますので、世帯人数が多い方にとっては額として高くなってしまいます。同じ所得であっても世帯人数によって負担が違うという形になっています。

試算B表は、軽減割合を従来どおり6・4割に据え置き、世帯人数に配慮し、均等割の引上額を少額の2,500円としました。所得割を0.75%引き上げて、資産割を5%引き下げるといった例です。33万円の所得の方は6割軽減を受けられる方です。2人世帯のところから縦軸に色濃くしています。この鍵型のラインの外側が4割軽減を受けられる世帯です。この表の特徴としては、低所得者の方に配慮した値上げとなりますが、所得割を0.75%引き上げていることもあり、やはり所得階層が上がるほど負担が上がっていく状況です。

先ほどの表で をつけました1人世帯の資産なしの例として、所得68万1,000円の方の改定状況は、5,100円の引き上げとなります。したがって改定率は10.7%です。先ほどは1万円の引き上げ、それに対してBでは5,100円の引き上げとなります。

所得300万円の世帯の方はどうかと申しますと、所得割が引き上がっていますので2万2,500円の引き上げとなり、率としては13.4%という状況です。この表は所得割を引き上げていますので、下の階層に行くほど率としては高くなっているということとなります。

試算C表です。試算Cについては軽減割合7・5・2割軽減を適用しています。世帯人員に配慮して、均等割は先ほどのAの例では1万円の引き上げですが、資産Cは6,500円の引き上げとし、平等割の方を3,000円引き上げています。軽減が切れる所得階層に配慮し

て、このケースでは所得割を0.1%引き下げることにより、軽減を受けられなくなる階層にどの程度の影響が出るのかということで試算しました。資産割については5%引き下げています。所得33万円以下の7割軽減世帯はマイナス改定となります。

また、資産割を5%引き下げたことにより、1人世帯のところでもマイナス改定、2人世帯においても軽減が切れるところぐらいまでの方でマイナス改定が見込まれます。

この表を見ると、おおむね7割軽減を除く世帯に関しては増額となっています。

支援金とあわせた改定率は、軽減が切れる世帯で見ますと16.6%から19.2%の改定率となり、1人世帯の改定率が高い状況が見られます。1人世帯で所得68万1,000円の方の改定率です。所得階層が上がるほど改定率は低くなっていく傾向となります。所得割を0.1ポイント引き下げた影響です。試算Aと比較しても、引上額は1人、資産なしの方の所得68万1,000円を見ると、9,100円と、試算Aに比べて、900円引き下げられている状況ではありますが、率としては19.2%という改定率となっています。それに比較して、所得が上がった300万円の1人の資産なしの方を見ると、6,800円ということです。こちらの改定率は4%ということで低くなっています。このように所得割の部分を引き下げることにより、所得階層の上がる階層の方の改定率としては低くなるという結果になるわけです。

それでは、試算Dです。試算Dについては、7・5・2割軽減を適用して、資産割を5%引き下げっていますが、同じ応能割合である所得割を0.4%引き上げて応能割を少し高目にしてあります。応益割合は、家族数の多い世帯に配慮して、均等割は2,000円の引き上げとし、平等割を4,500円の引き上げとした例です。軽減を受けられる世帯では資産の有無にかかわらず、ほとんどの世帯がマイナス改定ということになりました。資産なしの方で2割軽減の方とか5割軽減の方においても、2人世帯以上については幾らか、この軽減世帯の中でも負担していただくという状況ではありますが、100円単位の負担で収まるという状況です。

支援金とあわせた改定率についても、軽減が切れる世帯なしの世帯では10.2%から16.6%の改定率となります。所得割を引き上げたことにより、所得階層が上がると改定額は上がることとなりますが、改定率自体はまだ低くなる傾向があります。改定率としては世帯人数にかかわらず、軽減が切れる世帯が一番高い状況です。資産割を減額したことにより、資産のある世帯では引上額が抑えられることとなりますが、資産のない、軽減の適用を受けられない階層の方の負担がまだ厳しいかなという状況です。

先ほどの1人世帯の所得68万1,000円の方のところにをつけています。こちらの例では7,900円の増額です。率としては16.6%の状況です。それと比べて、所得300万円の方が1万7,100円の引き上げで、率としては10.2%という状況です。

最後のパターン、試算Eです。試算Eは7・5・2割軽減を適用して、資産割を5%引き下げ、所得割を少し今回は高目で、0.6%に引き上げて応能割合を高目にしてあります。応益割合は、先ほどの例と同じように家族数の多い世帯に配慮して均等割は2,000円の引き上げとしました。平等割を先ほどのDパターンより下げて2,500円の引き上げとしました。この試算Eでは軽減を受けられる世帯では一部の資産なしの世帯を除いてマイナス改定と

なります。3人世帯でちょうど5割軽減が切れる資産なしのところで200円、4人世帯でも5割軽減が切れるところで800円の増額ということで、5割軽減が切れる手前のところで負担が多少出る状況ですが、ほとんどの世帯でマイナス改定、軽減を受けられる世帯ではマイナス改定となります。

1人世帯の所得68万1,000円の軽減が切れる所得階層の方は6,600円の増額となっています。他の試算と比べても低目の状況です。

支援金とあわせた改定率は、軽減が切れる資産なしの世帯では11.3%から13.9%の改定率となります。所得割を引き上げたことにより所得階層が上がると改定額は上がることとなりますが、改定率としても、300万円の所得の方で見ると、11%台、高くても12%台でした。先ほどの所得68万1,000円の1人の方が13.9%の改定率です。それと比べて所得300万円で1人世帯の資産なしの方が2万500円の改定額ではありますが、率としては12.2%と試算しています。所得階層の68万円からと300万円を見比べた場合、率として見た場合は、試算Eが一番狭まっているという試算結果が出ています。

このような5通りの試算表を本日配付しています。

4方式の中で今、改定状況の傾向をお話ししましたが、4方式の中で所得割の率により所得の高い方、低い方の負担割合のところをどうとらえるのかというのが1つのポイントです。あわせて、均等割により、世帯数の多い方の負担をどのようにとらえるのかというのももう1つのポイントと見えています。

前川委員：

試算Aの収入のところ、収入と所得という欄がありますよね。例えば一番下のところで給与収入が442万円、年金が445万円、この辺のところは、所得控除などを引いて300万円の所得になるということですか。

所得控除というのは、地方税だと33万円の基礎控除。これはどのような形で。扶養の関係によって控除が違ってきますよね。どういう計算で。例えば奥さんがいたら33万円さらに加わって、それでも66万円ですよ。基礎控除と。これはどういう形で、控除額の金額はどういうふうになっていますか。

事務局：

所得に率を掛けて保険料を算定しますが、その所得を手取りにすると大体幾らという目安として算出しています。例えば給与と年金と、それぞれ控除額、これは法定控除になっていますが、例えば手取り収入が給与の場合100万円もらうと、所得として換算するときには65万円を引くというのが法定で決まっています。年金も同じように、額と率で、収入が幾らだったら所得は幾らというのが決まっています。所得に対して賦課をするということになっていますので、その所得額が実際の手取り額で幾らぐらいなのかということをお示ししているものです。

前川委員：

その辺が不勉強でわからない点があるのだけれども、所得控除とは関係ないということですか。別途法律があるということですね。

事務局：

収入額があって、そこから給与所得控除とか公的年金等特別控除があって所得が出ます。通常、税の計算は、その所得から社会保険料や生命保険料あるいは扶養控除などを引いた残りに対して税率が掛かるという仕組みになっていますが、国民健康保険の場合は各種控除は基礎控除以外にありませんので、収入から所得を算出して、それから 33 万円の基礎控除を引いたものに対してパーセンテージを掛けているということです。

前川委員：

収入によってパーセンテージが段階的に違うということですか。

事務局：

パーセンテージは一緒です。一律になります。

前川委員：

何%ですか。

事務局：

国民健康保険の場合は、現在 4%です。税の場合は、今地方税は全部で 10%の賦課になっていますが、ここはあくまで目安で、このぐらいの国保を賦課する所得というのが手取りで幾らかという目安というようなことで見ていただければと思います。

前川委員：

445 万 2,000 円の年金で基礎控除の 33 万円は関係ないということですね。

事務局：

法定の控除を年金収入から差し引いて所得を計算していくと、440 万円ぐらいのところ  
で 300 万円になるということです。

事務局：

給与所得で通常我々サラリーマンですと源泉徴収票が出ます。その中で見ていただきますと、総収入額が出ていて、給与所得控除後の額ということで必要経費に相当する額が控除されます。給与所得控除後の額をイメージしてください。それが国保でいう所得になるのですね。上段で今回お示ししています所得が 33 万円の方、こちらの方については所得



33 万円で、本人控除 33 万円は保険料算定においても行います。したがって、上段の階層の方については所得割がかからない世帯となります。

前川委員：

源泉徴収票でいう所得後というのは控除額がちゃんとわかりますから、基礎控除とか寡婦控除はわかりますよね。今おっしゃっているのはそういう基礎控除は全く関係ないとおっしゃっていましたよね。一定の率で掛けて算出するのだとおっしゃったんでしょう。

事務局：

収入から所得を算出というところを示しています。実際の税額は、この所得からいろいろな控除が引かれるのですが、国保の場合にはそこから引けるのは基礎控除の 33 万円だけです、その 33 万円を引く前の段階の、いわゆる給与収入から給与所得を計算したというところの表示をしているということです。

清水会長：

445 万 2,000 円何がしがなぜ 300 万円になるのかという御質問だったような気がするのですが、とりあえずは試算をするために所得が 300 万円ならばということの試算なので、そういうふうな見方をしていただければいいかなと思うのですけれども、よろしいですか。

村田（秀）委員：

私は、試算 A が、公平性の観点からも一番、所得割も現行、資産割は負担がゼロになる、均等割をある程度増やすというのは仕方のないことであると思いますので、この中では試算 A を推していきたいと思います。

平山委員：

前回、資産割を減らしていこうということだったので、私は 10%にさせていただいた資産割の B から E の中で選んでいけばいいのではないかなと思っておりましたが、所得割を多少増やすのはいいのですが、余りにも、0.75 とか 0.6 ということになってしまうと、ほかの市の所得割を見ますと、0.75 と 0.6 だとちょっと高くなり過ぎてしまうのではないかなと思うので、所得割を 0.4%増やして、あと均等割、平等割をなるべくだったら本当は抑えていくような試算をしていただければいいかなと思っておられます。ですから、所得割としては試算 D、あと資産割は 5%減らしてもらって 10%ということ。あと均等割、平等割の方を 2,000 円、4,500 円が適正かどうかというのはちょっとわかりませんが、なるべくこの辺を軽減できるのであれば一番いいのではないかなと思いますけれども。

清水会長：

きょう出された 5 つの案ではなくてということですか。



えるんだというだけでは、私としては納得がいかないと思っています。

横山委員：

所得割のところは前回もらったほかの市の平均のパーセントが今 4 から 4.5 くらいですので、試算 B の 4.75% というのは上げ過ぎのような気がします。

あと、膨大な資料をもらったのですが非常に複雑で、どの階層がどのくらい影響するかというのはまだ理解できない部分があるので、単純に数字を見ただけでは、そういう意味では所得割の試算 D が私としてはいいと思うのですが、ただ、非常に複雑な資料ですので、これが果たして皆さんにどのくらい了解いただけるか、それがよくわからないところですね。一番影響を受ける世帯がどのくらいの影響を受けるかというのがまだ理解できないところですよ。

それから 1 つ質問なのですが、去年の答申で回収率をアップしたいという答申があったみたいですが、この 1 年間で回収率とか、そのほかの点で何か改善することがあったかどうか、お聞きしたいと思います。

事務局：

今言われているのは収納率のお話ですね。納付率の高かった 75 歳以上の方が 20 年度は後期高齢者医療に移られた影響もあり、収納率自体は全国的な問題ですが、下がっています。西東京市も同様に、19 年度は 90% を超えたのですが、20 年度は確か 88.6% くらいだったと思います。そのような形で下がってしまっているというのが現状です。

吉岡委員：

資産割は徐々に減らしていくということであれば、B から E の案でどれを選ぶかですけれども、なかなか難しいことですので、皆さんの意見をお聞きしながら決定したいと思っています。

植松委員：

先ほど基礎的な条件のことが出てきましたけれども、GDP でマイナス 4.3 という予測で、これは史上最悪ですよ。非常に厳しい環境になっているので、その環境下で確かに保険料率を上げるのは厳しいですけれども、所得が下がっている分、所得のランクが下がる方もいらっしゃると思うので、実際に個々人の負担というのはこの表からするとそのまま反映するわけではないとは思いますが、この試算の中でいうと私としては試算 D が一番いいのではないかと考えていて、それは、結構軽減される方が多いエリアが多いのと、そういう所得減少の中で割と御理解いただける案ではないかなと思っています。

石田委員：

A は資産割がゼロになっているので、これは今回はゼロではちょっとまずいと思います。

最初の段階で5%にするということでもいいと思うのですね。それで平等の観点から見るとDがいいのではないかとと思うのですが、Dの場合は軽減率の範囲が多過ぎて、ある意味では平等ではないのではないかと思います。下がる人が多過ぎるということは、上がる人の負担が多くなる、そういう面で不平等という感じがします。だから、Dの案をもう少しひねって、そんなに差がなくてできるようにすればいいと思いますけれども、Aの案は差がなさ過ぎて、所得の差がほとんどなくなってしまう負担が各個人に来るので、Aは平等ではないような気がします。Dをもう少し、減免される人の率が少なくなるように工夫すれば、Dがいいのではないかと思います。余りにもマイナスが多過ぎると思います。

ですから、資産割をもう少し減らして均等割をちょっと増やせば、もう少しいい案ができるような気がするのですよね。その辺はつくってみないとわからないのしょうけれども。

清水会長：

均等割が今2,000円ですよね。

石田委員：

これを増やして、所得割をもう少し減らすと。その辺でもう少し平等になってくるのではないかと思います。

清水会長：

例えば4.3ぐらいに。

石田委員：

4.2とかね。均等割が4,000円とか。これはつくってみないとわからないと思うんですね。

澤田委員：

いただいた資料の試算Bで、一番上は単純なミスプリントなのか、医療分で所得割、資産割、均等割、世帯割となっていますが、これは平等割という解釈でよろしいのでしょうか。

事務局：

はい、結構です。世帯割が平等割になります。

澤田委員：

試算を御提示いただきましたけれども、どの試算が望ましいかというところまでの理解ができておりません。ただ、前回ちょうどいただいた資料の4の中で、28市というのか29市

というのが、どこら辺に落とし込みを想定しているのか、そこら辺がもう少しはっきり出てきたら理解がしやすいかなと思います。

清水会長：

順位を上げるか下げるかということですか。

澤田委員：

はい。

清水会長：

そこまでは考えてはいないと思うのですが、ありますか。この間いただいた資料では、26市の中で今4番だか5番でしたね。

事務局：

繰り入れの関係ですか。

清水会長：

はい。その中で、どの辺に上げたいのかとか下げたいのかというのがあればということですよ。そこまでは恐らくもくろみはないですよ。

事務局：

前回、不足額のお話をしましたとおり、繰り入れ状況について、3億円、4億円近い繰り入れを増やすというお話をさせていただいていますので、繰り入れ状況はかなり高くなるとは思っています。ただ、今回、6億7,000万円近い不足が見込まれている状況です。したがって、一定程度の繰り入れを2分の1程度、長の方も考えると言っている状況です。逆に6億7,000万円を保険料で賦課するとなれば、単純に言いまして、今のこの表の中の差額部分が倍になるということになるわけですから、かなりの御負担を各階層の方にお願ひする状況が出ますので、今回、繰り入れさせていただきますが、状況によればまた来年度、前期高齢者交付金の精算が20年度ほどの精算額は要求されないと考えていますので、繰り入れの減額をおこなうことも考えられます。今回は緊急的に増額をお願いし、一般会計からの繰り入れを入れたいと考えているところです。

土方委員：

前回、パターンの中で所得割の0.75%の引き上げ、均等割が2,500円の引き上げ、資産割が10%の引き下げというのがいいのかなと思って、今回数字を見ると、4.75というのは結構高い数字になってしまうのかなと。全体を見て、どれがいいという判断ができないのですが、こうして数字であらわされてくると、もう少し考えてみたいなと思っ

ています。

松川会長代行：

与えられた資料の中では試算 D が私なりに納得したのですが、石田委員が言われたような、もう少しじじったら、いい案ができるかなという感じがしました。

清水会長：

試算 D を土台として工夫をするという御意見ですね。

松川会長代行：

はい。

清水会長：

ということですが、村田（磐）委員と前川委員の、出るだけではなくという御意見もあって、健康保険皆加入ということで今までやってきた、それこそ何年続くのでしょうか、その積み重ねがこういう状態になったということで、ここで私どもがそれをもう一回見直すということはもう到底できませんし、西東京市のレベルではない部分なので、今回は3億円の赤字を国保としては自分たちでどうにか穴埋めしなければいけないというようなことになって、この協議会を開いているわけなので、その辺から考えていくことと、一般財源から引き出すことはもうこれ以上無理だということも皆さん御承知だと思えます。欄外の方に該当する世帯数というのが出ておりますよね。これを見ますと、国保に入っている世帯数の大半を占めるのはどこの部分だろうかというのでも検討しながら見ていきますと、出された試算をもとに、ではどれが一番いいだろうかと考えていかないと進まないのかなとは思ったのですが、会長の職を持っていますので、自分の意見は差し控えさせていただきますと思うのですが、いかがでしょうか。

先ほど、石田委員と松川会長代行の方から、試算 D をもう少し工夫したらいいだろうという話が出たのですが、平山委員、その辺はいかがですか。

平山委員：

私も D が中では一番いいのですが、下の方の均等割とか平等割をもう少し考えて、所得割の方をどうにか、先ほど石田委員も言っていましたけれども、もう少し軽減するなりできて、うまく3億円をひねり出せるような案にしていただければいいのではないかと個人的には思いますけれども。

清水会長：

所得割を急に4%から4.6%とぎゅっと上げる、また資産割を下げていただくと助かる方も大勢いらっしゃる。それはもう十分わかりますし、それから均等割、平等割というの

が上がったら、家族の多いおうちには本当に負担が大変になるので。

平山委員：

ですから、この辺をもう少し幅を、平等割が 4,500 円アップということになると大きいかなというのがありますけれども、ただ、所得割を減らすとなるとそういうことも言っておられないかなというのがありますけれども、平等に、均等を取るということであれば、その辺になってしまうのかなという感じです。

清水会長：

均等割は、ぐっと上げるというのは、市民の人たちにしてみたらつらいのだろうなと思いますね。

平山委員：

所得割は多少、所得の多い方はいっぱい取られる。少なくとも上がるということで平等ということは平等なのですが、みんな均等割とか平等割などもそうになってしまうのかもしれませんが、上げるにしても、D 案の平等割が 4,500 円というのはちょっときつくなってくるかなというのは考えますけれども。

清水会長：

全部の部分で見直しをしているということでは、E も D もいいのですけれども。

平山委員：

この 0.2% 違うだけで E 案ですか、4.60% にすることによって、平等割は 2,500 円になる、2,000 円下げられるというのであれば、所得割を多少、0.5% ぐらいにした案をつくってもらって、この下の方はどうなるかとか、あと、もしくは所得割を 0.3% だけ引き上げたら幾らというの案を出していただくのであれば、下がどのくらい変わるかとか、そういうことも見てみたいなのというのはありますけれども。

石田委員：

少なくともこの表で見ると、D も E も半分ぐらいの方は軽減され過ぎているのですよね。それは平等の精神からいくとおかしいですね。全体が上がっているのに下がるということは、こんな半数以上いるということは、ある意味、平等ではないような気がしますね。ただ、所得割を加味するのはいいのですが、加味し過ぎて差ができ過ぎているという面があるのではないですか。割合がこんなにも下がる必要はないような気がするのですね。

清水会長：

軽減が 7・5・2 割になっていますからね。

石田委員：

その面があると思うのです。だから下がっているのだと思うのですけれども、それだったら、もう少し緩やかにできるのではないですか。その制度を取り入れて、もう少しマイルドに。そうすると中間層ももう少し軽減されると。

清水会長：

その試算をして 3 億円差額が出ればうまいのですよね。

石田委員：

そうなんです。だからつくれば、それをうまくできるような気がするのですけれどもね。ここまでマイナスをつくる必要はないような気がしますね。

清水会長：

そうすると、応益割合が 39% ぐらいになりますかしらね。

いかがでしょうか、村田（秀）委員は A 案がということですが。

村田（秀）委員：

農業関係としては希望的な観点から一応ゼロということで申し上げたのですが、15% が 5% 削減で、段階的にでも 10% 下がるというところでは大変納得ができますし、今の石田委員のおっしゃっていることも全くもっともな話だと思いますので、特に、先ほど申し上げた A 案には私はこだわらずに、D 案に手を加えたものでもいいと思います。

清水会長：

工夫できますか。

事務局：

事務局としても、いろいろなパターンで想定して、このほかにも幾つか試算はしています。その中で、今委員の皆様から御意見が出たように、軽減部分を 7・5・2 にすることによって軽減額が上がります。それをここまでの軽減は必要ないのではないかという 1 つの考えが当然あります。

もう一つは、国が今回、応益割合を外して 7・5・2 を選択できるように変えるという視点から言うと、先ほど植松委員も言われたように、今回の経済危機からの不況状況の中で当然国保の方も国は値上げが必要になってくるだろうという想定の中での判断として 7・5・2 の選択を入れたのではないかということも 1 つの視点としてはあります。私も全体的にある程度マイナス改定部分をもう少し減らせないのかということで検討はしています。それを行うには、応益部分である均等割または平等割の引き上げを行うことで軽減さ



れる部分を詰めていくという考えが1つあります。それで、最初のA案でお示ししている1万円相当の応益割合の部分を引き上げにより、7・5・2割に拡大された6割の方が7割になっても、A案のように33万円の所得階層においては、1人世帯で見れば、資産なしの方であってもゼロ改定が可能になるという状況が出てくるわけです。それとあわせて、懸案の資産割が皆減できるという状況は確かにありました。

それで、1人世帯の所得68万1,000円の資産なしの方のところにをつけている表にしています。軽減が切れる世帯の方が1つのポイントとこの表をつくりながら見ていまして、A案で言うと、1万円引き上がることにより21.1%の改定で、率としてはかなりのものになります。所得的にも68万1,000円の方が1万円の負担を實際にさせていただけるのかという心配も当然あります。それに比べまして、A案で言えば所得300万円の方で見れば5.9%の改定という状況です。ですから、A案というのは難しい案だと見ているところです。

先ほど来から出ております試算Dですが、これについては、いろいろ試した中で出てきていまして、ある程度国の考え方を取り入れた中で均等割、平等割の応益部分を6,500円までA案に比べて引き下げるという状況をつくったものです。当然、その部分については所得割を0.4%引き上げなければ影響額が確保できないという状況でした。このD表においても、1人世帯の所得68万1,000円の資産なしの方を見ると、まだ7,900円という状況です。改定率でいえば16.6%になります。それに比べまして、所得300万円の方については1万7,100円、額は、所得割率を上げていますので当然上がっていますが、率としてはまだ10.2%という状況でした。

そこでバランスを再度見直したのが試算E表になります。試算E表は、均等割を上げると世帯員数の多いところにその分の影響が出ますので、平等部分の方を引き下げ、1世帯当たりの平等割をDで言えば4,500円を2,500円の引き上げに下げました。これによって、1人世帯の方についても影響は出てきます。この2,000円を引き下げたことに対して所得割の方を逆に0.2ポイント上げ、0.6にししないと不足額が確保できないということで作らせていただいたのがE表になります。結果としては、所得68万1,000円の1人世帯の方は先ほどよりも若干、6,600円と額的には1,300円ほど引き下げができました。率も13.9%という状況になりました。それに合わせて所得割を引き上げたということで、当然ですが、300万円の所得の1人世帯で資産なしの方を見ると、2万500円引き上がっています。ただ、この改定率から見ますと12.2%で、68万1,000円の所得の方も300万円所得の方も率的には同じぐらいの率になるということで今回、試算Eをお示ししております。

それから、補足の説明ですが、8人世帯までを想定していますが、全体的な加入状況からいいますと、3万2,933の全世帯のうち80%を超える2万7,609世帯がこの表の中に埋まるわけですけれども、そのほとんどの方の世帯構成を見ますと、4人世帯までが大体的なかなと。だから、一番多いところでは1人、2人、3人世帯の方が一番影響の出る世帯数として見ているところです。

村田（磐）委員：

この試算表で2～3年、もつのですか。

事務局：

今後の推計ですが、前川委員もおっしゃっているように、医療費の伸びが今後どの程度引き続き伸びていくのかという、ある程度の推計もしなければいけません。ただ、20年度に新たに導入されました前期高齢者の方の財政調整制度である前期高齢者交付金、全国で大体12%なのですが、各保険者に加入されている65歳以上から74歳までの方の医療費を全国平均にならして、加入率の多い国保に対して加入率の低い健保組合なり共済組合が拠出金を出して、それを原資に今回国保の方に20年度いただいている。その最終的な全国平均を出しまして、医療費も確定を行い、幾らかかったというのが示されるのが22年度です。今の係数の概算によりますと、返還が8億5,000万円ほど必要となります。国保の方の部分で見たときに、その返還額がすべて保険料に転嫁する部分ではないのです。逆に、返還を行うことによって通常の、国、都に対して公費負担を求める療養給付費等がありますが、この枠の中に後期高齢者の方の医療給付費の積算も行います。その中で、前期の方にかかる部分が幾らということで報告して、その概算交付を受けています。今度は精算の中で、その部分が実際はもう少し少なかったという結果です。逆にいうと、この総額の中で前期の方の医療費を除いていますので、残りの部分で通常の国庫負担なり都の負担をいただいているわけです。それを精算することによって、その部分が今度は逆に、国なり都の方から交付額が増える割合があるのです。それを大体4割程度見ているので、今回の例でも6億円ぐらいになるのでしょうか。8億5,000円の大体6割ぐらいで不足部分を算定する形にはなりません。ですから、前回の歳入歳出のところを見ていただくとわかるのですが、国庫負担金自体は、逆に、その部分は増やすという形で見えています。そのような調整を行った結果として、総体的に、今の一般会計からの繰り入れ、19億円近い額とあわせて、今の保険料率で推計した場合、医療分として6億7,000万円ほど不足が今出る状況と御理解いただければと思います。

その20年度の精算額が今回大きく出ています。21年度の精算額はもう少し小さくなると思っています。ただ、ここで今幾らになるのかというのが実際にまだ、今現在の会計年度ですので、その額の推計もまだできません。ですから20年度よりも低くなるだろうということで、今回改定によってその精算額が縮まる部分、今後の医療費がどの程度伸びるのかという推計状況によっては23年度は今回の改定でそのままのケースもあるのかなとは見えています。

村田（磐）委員：

制度として何とか存続できるということなのですかね。厳しくなっているわけですよね。その辺はどうなっているのかなと。

石田委員：

これから 10 年間は厳しいと思いますよ。団塊の世代が老齢化して下の人口が少なくなり  
ますので。恐らく 10 年間は相当厳しい国保財政だと思います。

村田（磐）委員：

税金をどんどん上げていいですよということに。

石田委員：

その辺は国が考えているとは思いますがけれどもね。厳しくなるのは間違いないと思いま  
す。

村田（磐）委員：

そうですね。医療費が高度になれば上がりますしね。

石田委員：

医療費の問題もあるし、人口の問題もありますしね。

前川委員：

今回、6 億円が緊急的にふえたという形だけれども、結局、6 億円だけのつじつま合わせ  
をしても、それが次の年度で減っていても、だからといって、保険料を引き下げるとい  
うわけにいかないのは、もともとベースで 18 億ぐらい欠陥というか、赤字になっています  
よという状態なわけですよ。だから、これからの 10 年も 20 年もそうなんだけれども、  
再三言っているようなところを踏まえてやっていかないと問題の解決にならないというこ  
とが 1 つです。

もう 1 つは、それをやっていくのだということを前提にしていえば、私としては、所得  
割を増やすということは、これから増えていく年金生活者の負担を単純に増やすというこ  
とも多くつながってくると思うわけです。要するに年収が減ってくる人がいるから、落  
ち込んでくる人がいるからとおっしゃったけれども、年金生活者はある一定レベルでずっ  
といくわけだから、所得割を増やすということは、その分だけ負荷が年金生活者に対して  
増えてくるのではないかというように考えられるわけです。そのときばっともうかった人  
は、そこだけで払って、減ったら今度は払わなくて済むと、済むというか減るというよう  
な状態ではなく、年金者は一定の額でずっとほぼいくわけです。そうすると、所得割を単  
純に増やしていくということは私としては、年金生活者の生活負担を配分していくとい  
う形につながっているのではないかと思うのです。私としては試算 C のところの 3.9%に引  
き下げてという欄があるのですが、これを 4.0%の横並びにして、もう一度考え直して、  
試算 C だと押し並べて大体みんな負担するわけですよ。薄く広く。要は、どうしても 6 億  
何がしが足りないのだから 3 億分については穴埋めしなければいけないと。あるいはもっ  
と言えば、18 億円の赤字の欠陥を持っているのだから、どこかで根本的にやらないと、根

本的にというのは、例えば市の一般会計から絶対的に 20 億円が要るのですとか、そういうような決意ができればいいけれども、それは市民全体の同意がどれだけ得られるかという問題もある。そうすると、引き上げるという形になれば、年金生活者の負担というものも一定程度考えていけば、所得割合というのはそう軽々に増やしていくべきではない。それで、試算 C のところの 3.9 を 4.0 に一たんフラットにして、それでももう少し広く負担するような形に持っていく方が、現時点での緊急対策としては一番無難ではないかと考えます。

D とか E というのは、左下の人たちに対して物すごく負荷をかけているのですよね。右上全体の負担が減っていくということなのだけれども、原因がわからない状態でこれだけの負担を担うのであれば、より広く全体的に負担をしていくのだと。だからマイナスのところは極力減らしていくという形での案がいいのではないかと私は思います。痛みは広く全体的にわかち合ってもらおう。

清水会長：

4 方式を 3 方式に 2 方式にというような、ずっと懸案でやってきて、C 案ですと所得割が低く、逆戻りするという形になってしまうのですね。

石田委員：

C 案だと低所得者の方に結構負荷が大きいですね。

清水会長：

C 案ですと、私ちょっと懸念したのは、均等割が大きくなるでしょう。

石田委員：

均等割が大きいから低所得者に負荷がかかるのですね。だから、これがいいのかどうかは非常に問題が多いと思います。

清水会長：

世帯数はこの部分は多いと思います。そんなことも考えながら検討していきたいのですが、いかがでしょうか。

石田委員：

7・5・2 割の方針というのは国の方針であって、負荷がかかる人は減免するような方針でいくわけですね。それで全体的に下がるわけですね。そういうことですか。

事務局：

国が今、応益割合に関係なく 7・5・2 割の軽減幅を拡大する施策を入れられるというこ

とで、先ほどの表のように法改正を検討しているという状況です。

石田委員：

明らかに、国民保険を増収しなければいけないときに、そういう方式をとると、それ以上の人の負担が大きくなるというのは国の方針なわけですね。

事務局：

軽減措置自体は、低所得者の方の対策だと理解しております。

石田委員：

だけど、明らかに国民保険の負担が増えるというのは確かなわけで、それは、低所得者以外に負担してもらおうというのが国の施策ということですよ。

事務局：

総体的に保険料率は当然上がるわけです。今回、この表でマイナス改定という形で出たのは、支援金分もあわせた中で平等割、均等割の応益部分が減額されていると御理解ください。すべての方に保険料改定の率で計算は行い、その方の所得に合わせて軽減を適用することになります。そういう計算になることによって、財源を保険料額で見るとか、軽減部分で見るとかという取り扱いが変わるということです。総額としての影響額としては約3億3,000万円ほど見込まれるという状況です。すべての世帯の方に同じ率で賦課させていただきます。ただ、その方の適用される軽減率の拡大があるために、今回このような形での所得階層の方についてはマイナスというような改定になるということです。

前川委員：

負担が減ってしまうというのは、全然痛みを感じないですよ。危機感が出てこない。国民健康保険の状態の欠陥がこれだけなっているのだということを認識していく上では、広く負担がかかってくるのだということを知ってもらわなければいけないわけですよ。これだと、右上半分全部マイナスになっている。

植松委員：

例えばD案で、確かに右上の方がが多いのですが、その下の世帯数で見ても、先ほども言っていたように、2人世帯までで2万5,000円ぐらいの世帯をカバーしている。横の世帯数を見ると、一番上が1万2,000円あるけれども、あとは割と分散しているので、また次の試算を出したときに一体どのぐらいの世帯数が本当に実質、増額になって、どのぐらいが減少するのかがわかってくると、実はそんなにみんながマイナスになるわけではなくて、そこそこ上がっているような世帯の方が多いのではないかというような感じはするのですけれども。

松川会長代行：

大体、4人以下が半分以上、7割から8割だと思うので、この表の真ん中から左の部分がほとんどだと思うのです。だからそれを頭に入れて考えておいてもらった方が、かえって右の方を見ると……。

石田委員：

減額の額というのはそんなに大きくないということですか。額は大したことない。

事務局：

概数で、右の方にも世帯数を出させていただいております。

石田委員：

これで見ると半分ぐらいという感じになっちゃうけれども、実際問題としては、額としてはそんなに大きくということですね。

事務局：

7割軽減、33万円の所得の方は1万2,003世帯を見込んでいます。5割軽減の方については、ある程度、2人、3人、4人世帯の方に固まっています。大体733件と見ています。2割世帯、この鍵型の間に入る世帯は2,629件、全体としては軽減の枠の中に入る方は1万5,365件と見込んでいます。

石田委員：

ということは、半数ぐらいはいるわけですね。

事務局：

率で言えば全体の46.7%です。

石田委員：

半分の人が軽減されるということは結構大きいですね。額としてはそうでもないかもしれないけれども。

事務局：

所得300万円までのこの表の中に2万7,609の世帯の方が入っている状況です。300万円までの所得の方の中で、いろいろ御論議いただいていますように、どこかの所得階層の方、なかなかうまい形をとれないのですが、御負担をいただく額もやはり必要かと、ある程度の額で見ていかないと、なかなか一律に負担をいただくというのは難しいと事務局で

は考えています。そうなってくると、所得に合わせた中で、ある程度の率を 1 つの目安として、所得での御負担をいただければ、率的には各階層とも同じになるという視点でも見ていただければと思います。

清水会長：

均等割、平等割というのはいや応なしに人数にかかってくるので。

石田委員：

C 案と D 案の真ん中ぐらいが一般の減免が少なくなって、ある程度の所得格差ができるという感じになるのではないかという気はするのですけれどもね。

前川委員：

1 万 2,000 人のところはマイナスになる、負担が減るわけでしょう。

石田委員：

それはしょうがないと思うのですけれどもね。D 案だとちょっと多過ぎますよね。

前川委員：

これでは全然痛みを分け合っていないという感じですね。

石田委員：

C 案だとちょっと厳し過ぎるという面がある。

清水会長：

先ほどの事務局の御説明だと、どの案も のついているところの部分と比較してということで をつけているようなのですが、資産割がないという、しかも、軽減の線の外ところ、本当の外のところの人ということで見えていきますと、1 万円が 9,100 円になり、B のところは 5,100 円ですか。あと D が 7,900 円ですね。E 案でいけば 6,600 円。資産のない一人暮らしの方、ぎりぎりのところの人も 6,600 円は負担するという感じで見えていけば、どこかで 全部の人が満足いくということにはちょっとできないのかなと、この表を見ながら思っているのですが。

松川会長代行：

どこに視点を置くかにかかってくると思いますね。

清水会長：

そうですね。均等割は余り高くするという事は、そこを高くすると、ほかの率を下げ

ても、御家庭によって負担額はふえる可能性だって出てくるわけですよね。

松川会長代行：

そうですね。特に C だとね。

清水会長：

だから、その辺、考えてしないといけないのかなと私は思うのですが。平等割が仮に E 案で 2,500 円増えても、一人 1 万 1,800 円になるんですものね。それが 4 人になったら大変だと思いますよ。私個人としては、本当は E 案がいいかなと思ったりしたのですが。

前川委員：

4 人世帯で E と C を比べたら、一番下のところは C の方が負担額は低いですね。単純に、世帯が、人が増えるから増えるとは限らないような数字だけれども。5 人、7 人になると負担が増えるのですね。

清水会長：

今までのこの協議会で、所得のある人だけにおんぶするのはということで検討してきて、所得割を少しずつ上げていかないとというようなことでずっと審議をしてきたのですね。今回、上限を 3 万円上げさせていただきましたよね。そうすると、所得の、それこそ多い方はなお負担が増えたということにもなるのですね。

前川委員：

そうですね。だから E と D がそうですね。さらに増やしたということになりますね。だから、C 案をフラットにしたら、4.0 のままにしたらどうかという考え方をしているわけです。

清水会長：

という御提案でございます。

石田委員：

この間のものを見せてもらわないとわからないと思うのですけれどもね。結局は C、D、E 案ぐらいになるわけですよね。A、B はなくなるということですね。C、D、E 案のもう少し細かいもので検討するということになるのではないですか。A、B はやめるということで。

清水会長：

皆さんの御意見の中では、A、B については固執しないようです。



松川会長代行：

D 案が多いのですが、C 案と折衷の形でもって。

石田委員：

C と D の間ぐらいのものをつくってもらって検討すると。だから、所得割 4%と 4.2% ぐらいのものをつくってみて、あと均等割を少しふやすかどうか。

清水会長：

という御意見に固まりそうなのですが、いかがでしょうか、事務局。

事務局：

折衷案というお話を今いただいて考えているのですが、繰り返しになりますけれども 2 分の 1 程度の保険料額と軽減額を合わせた額として 3 億 3,000 万円から 4,000 万円が必要となっています。この折衷案ということでいろいろな御意見をいただきまして、所得割部分を戻すとなれば、その部分を今度どこに賦課するのかということになります。先ほど会長が言われたように、均等割でその分を上げるとなれば、家族人数の多い世帯の方の負担がやはり厳しいということになります。平等割部分で同じように上げるかということです。そのような試行錯誤でいろいろなパターンを組んではきていますが、軽減の切れる世帯のところのポイントが、どうしても 1 人世帯で 68 万 1,000 円の方のところがちょうど軽減が切れるわけです。C 案においても 9,100 円の負担をいただくこととなります。D 案についても 7,900 円、それをもう少し何とかできないのかなということで試みたのが試算 E 案になります。E 案において平等割部分を低くさせていただいて、その部分を、所得割の方を上げております。それによって 6,600 円と 13.9%の改定になります。

あわせて、所得 300 万円の方のところでも見ていただきましたように、ある程度の負担割合的なもので見た場合、E 案については 68 万 1,000 円の方が 13.9%の改定率であり、300 万円の方においても 12.2%の改定率となります。そのほかの試算の結果としては、D 案に至っては率的には所得 68 万 1,000 円の方が 16.6%となり、300 万円の方が 10.2%ということで、率でいう乖離的なものを考えてしまいますと、E 案の方がより、率としては同じような状況になると事務局では思っているところです。

石田委員：

E 案は確かにいいのですが、減免されている方とのギャップがあり過ぎるということが問題だと思うのですよね。そこが解消できれば E 案でもいいと思うのですよね。

清水会長：

この率から言ったらこういう形にしかならないですよね。

石田委員：

そこを何とか工夫せざるを得ないのではないかと思うのです。確かに率からいけばいいとは思うのですよね。ただ、その分、減免の人が余りにも多過ぎて、その分、負担がほかの人にしわ寄せがいつているという不平等さが出てくるのではないですかね。

清水会長：

7・5・2割の軽減を6・4割にするよりしようがないでしょう。

石田委員：

国の方針だとすれば、いたし方ないのですけれども、その辺で平等性が欠けると先ほどから言っているわけです。

増えるのがわかっていて減免するというのはどういうことなんだということですよ。その辺が工夫できないのだったら、いたし方ないと思うのですけれども。

清水会長：

その中間、所得割を3.幾つという逆行になってしまいますので、現行のせめて4、それよりも4.1とか4.2とかという形でやっていただくかにしましょうか。それで出してください。

そうすると、次回、もう一度審議をさせていただいて決定をするという形になりましょうか。土方委員、いかがですか。

土方委員：

何となくわかったような、まだはっきり、これがいいという案がなかなか出てこないのですが。もう一度、示していただければ。

清水会長：

A、Bは皆さんから除外されたみたいなので、C、D、Eのところでは何か。よろしいでしょうか、事務局。皆さんの御意向はそのようなのですが。

事務局：

はい。

次回日程を協議

石田委員：

1ついいですか、E案が推薦される案だと聞いたのですが、所得割の4.6%というのは

全国並みなんですか。

全国的に見て。それが並みだったら、いい案なのかもしれないのですけれども、その辺がよくわかりませんよね。確かに平等という面でいくと E 案はいいことはいいと思いますけれどもね。

清水会長：

武蔵村山は 4.97 ですよ。東大和が 4.4。

平山委員：

市町村でいくと、東京都の方ですけれども 3.91%が平均ですね。だから、高いところは確かに 4.何%というのがありますけれども、そういうところはもう完全に資産割がなくなっているところとか、そういうところ。平等割もないし。

前川委員：

4 番手につけているから、当市は高いことは高いんじゃないですか。

石田委員：

高いことは高いですよ。

引き続き、次回日程協議

清水会長：

では 1 月 29 日、今週金曜日 7 時ということで。

石田委員：

今度の金曜日で決めるということですね。

清水会長：

そうですね。あと、付帯事項も考えたいと思いますので、どうぞ考えてきていただきたいと思います。

4. 閉会

清水会長：

それでは、閉会します。ありがとうございました。

